事務局ニュース09-NO.3 2009. 9. 4 埼玉県学童保育連絡協議会
〒 330-0854 さいたま市大宮区桜木町４－１００５
TEL048-644-1571 FAX 048-644-1572
http://www.geocities.jp/saitama_gakudou/ Ｅメール gakudoust@yahoo.co.jp
【郵便振替】00160-7-93727 埼玉県学童保育連絡協議会

①新型インフルエンザの感染が学童保育でも広がっています。
状況と対応について情報をお寄せ下さい。
②９月12・13日の合宿研「保育と指導員のことを考えよう」に参加を

■ 報 告 事 項 (^_^)v

１． 埼玉県の動き

＊第３回県次世代育成支援対策後期行動計画策定協議会を開催 ７月22日（水）

議事 ①前期計画の進捗状況 ②「後期行動計画のたたき台について」

事務局（県庁）から、次世代計画が県議会の福祉保健医療委員会の承認事項とすることとなった。と報告がありました。事務局提案の「たたき台」では、学童保育（放課後児童クラブ）については前回のたたき台から変化はありませんでした。

ただ、前回までの協議会で保育や福祉の人材不足への対策強化を明記する意見があったことを受けて、「保育の人材確保等」について「事業者や保育士養成施設、社会福祉協議会と定期的に情報交換を行い人材情報の発信、研修、処遇など人材確保に必要な施策について検討を進めます」の下線部が加わりました。。県連協の森川委員より「指導員の処遇確保について県としても支援を行う旨を明記してほしい」と発言しました。

第４回協議会は、９月16日（水）。協議会としての「行動計画素案」をまとめる予定です。

２． 国の動き

＊社会保障審議会・少子化対策特別部会で学童保育の論議がスタート

７月28日、第25回社会保障審議会少子化対策特別部会が開催されました。「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計について ・放課後児童クラブについて等」と題して、今回から学童保育の問題について集中論議が始まりました。

この日は、４人の参考人が以下のテーマについて意見を述べました。

①「諸外国の放課後対策について」池本美香（日本総合研究所主任研究員） ②「学童保育の目的・役割がしっかり果たせる制度の確立を」真田祐（全国学童保育連絡協議会事務局次長） ③檜山順「指導員の仕事と働く条件の整備について」（自治労保育部会、八王子市社会福祉協議会職員・学童保育担当） ④「放課後児童クラブの今後のあり方ーガイドラインの作成に携わって」柏女霊峰（淑徳大学教授）

続いて、厚生労働省より資料「放課後児童クラブについて（１）」**（※裏面参照）**をもとに、今後の議論の視点・方向性について説明がありました。http://www.mhlw.go.jp/za/0730/d04/d04-32.pdf

後日、部会の議事録が公開されています。 http://wwwhaisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=142463

議事録も含めてこの資料を見ると、学童保育について、「就学前の保育所と並んで、小学校就学期の両立支援系のサービス」として位置づけて「拡充を図」ろうという方向性は評価できます。しかし、同部会は一方で、保育所について市町村の公的責任を後退させること、企業などの様々な事業主体の参入を視野に入れており、学童保育についても同様の方向で制度を検討している様子も見られ、注意が必要です。

３． 県連協の運動・とりくみ

（１）2009年度県連協「学童保育実態調査」第１弾がまとまりました

調査結果を１部添付しました。『前回の事務局ニュース』に添付し忘れていました。

（２）衆院選公開アンケートに５政党18人から回答がありました

県連協では、８月30日投票で行われた第45回衆議院選挙に当たり、県内の候補者（15選挙区候補53人（比例区は政党の県連や県本部宛に）にアンケートを実施し、届いた回答を会員に19日、送付しました。

回答者は、自民党１人、民主党５人、共産党６人、社民党１人、幸福実現党５人の計18人。

当選された方々の回答として「指導員の処遇は困難。環境整備が必要。国の補助基準額を抜本的に見直して」「指定管理者制度は学童保育になじまない」「障害児学童保育について国の制度化が必要」など、今後の運動に活用できる内容が多数ありました。今後、この結果と内容を政党や県議会、県庁などへのはたらきかけに効果的に活用していきたいと思います。

４． 新型インフルエンザ感染の情報

新型インフルエンザの感染が学童保育でも広がっています。県庁のホームページは、保健所が把握した感染関連情報が毎日、公開されています。学童保育については以下の通りです。

http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/BU00/newinflu/newinflu-news%20release.html

管轄保健所	集団感染疑い事例確認日	団体名	患者数（確定患者数）	施設等の対応
越谷保健所	８月 19 日（水）	放課後児童クラブ	７名（１）	発症者の自宅療養等
越谷保健所	８月 24 日（月）	放課後児童クラブ	12 名（１）	クラブの利用自粛要請等
朝霞保健所	８月 25 日（火）	放課後児童クラブ	20 名（１）	自粛要請等

地域での感染及び、学童保育としての対応について情報を県連協事務局までお寄せ下さい。
また、県庁として福祉施設においての対応方法が少子施策課のホームページで見られます。
http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BF00/kosodate/influ/influ_taiou210624.pdf

■　県連協からお知らせ・お願い　（^0^）　■

1．合宿研究会（9月12～13日）へ多数の保護者の方がご参加下さい（再掲）

2．第2回代表委員会のお知らせ
9月12日（土）18:00～於埼玉県労働会館
合宿研究会１日目の夜に代表委員会を開催します。
【報告事項】①2010年度政府予算概算要求　②社保審少子化対策部会
【討議・交流事項】①2010年度県予算などへの要望内容　②新型インフルエンザの状況と対応について
③大規模問題を始め、自治体の動きの交流

3．新型インフルエンザが学童保育にも広がっています。感染状況と学童保育（市町村、各クラブ）としての対応について情報をお寄せ下さい。

4．全国研・滋賀集会（10月24～25日）へすべての学童保育から複数の参加をご予定下さい。今回は県連協から参加費助成金が出ますよ！(^^)！（再掲）

5．書籍・資料普及のお願い
（1）河野伸枝さん（飯能市指導員）が『わたしは学童保育指導員』（高文研）を出版
県連協までお申し込み下さい。B6判232㌻で1,500円。消費税サービスです。

（2）『埼玉の学童ほいく～2009年度資料集』500円をご活用下さい　クラブに１冊、常備下さい。

【資料】　第２５回社会保障審議会少子化対策特別部会　資料５　平成２１年７月２８日
放課後児童クラブについて（１）　※抜粋

３．量的拡大について（１）
○放課後児童クラブは就学前の保育と並んで、小学校就学期の両立支援系のサービスであり、保育と同様、共働き世帯の増加、潜在需要の高まりを踏まえ、スピード感のある提供量の抜本的拡充を図る必要がある。
○提供量の抜本的拡充を図るための具体的制度設計を検討するに当たっては、以下の二つの側面から検討する必要があるのではないか。
①放課後児童クラブの基盤整備をどのように進めるか。
その際に、場所の確保、予算、人材確保などの事情によって基盤整備が抑制されることのないような仕組みとして、どのようなものが適当か。
②上記のような事情によりサービスが抑制されることなく、潜在需要も含め、個々のニーズに対応した提供が保障される仕組みとして、どのようなものが適当か。

３．量的拡大について
（２）基盤整備について
○現行の放課後児童クラブについては、その実施自体が自治体の努力義務に止まっており、その基盤整備を確保するための制度的枠組みは存在しない。
○自治体に対して、事業の実施に係る何らかの責務を課す必要はないか。
○放課後児童クラブに係る基盤整備を確保する仕組みとしては、
①自治体に対し、放課後児童クラブを必要とする子ども数を勘案し、整備計画等を策定し、それに基づき基盤整備を行う、提供体制確保責務を法律上課すこと
②新たな制度体系において費用を支払う仕組みとして、客観的に一定の基準を満たす事業者については、対象とする仕組みとする
といった枠組みが考えられる。
○①については、介護保険制度など他制度においても採られている仕組みであり、一定の効果は期待できると考えられる一方で、現在の放課後児童クラブの実施状況を踏まえれば、提供体制確保責務を法律上課すことのみをもって、スピード感のある量的拡大を図ることができるかという点について、どう考えるか。
○②については、現行においては、公立公営が４割強、公設民営が４割弱となっている。また、民営において行われている主体については、社会福祉法人、運営委員会（保護者や地域住民等により構成される組織が運営を行うもの）が中心となっている。さらに、その事業の性格から、その実施場所は学校内が約５割となっている。このような現状を踏まえると、②のような仕組みで量的拡大を図ることができるかという点について、どう考えるか。
○基盤整備を図っていく上で、場所の確保が課題となるが、保護者のニーズにおいては学校での実施を望む声が多くなっている。一方で、サービスを受けるのは子どもであり、子どもの健全育成（様々な遊び、体験をすることができるようにする）の観点から、子どもが学校において継続して過ごすことについてどのように考えるか。

３．量的拡大について
（３）提供の保障について
○現行、放課後児童クラブは、市区町村の事業（又は委託事業等）として実施されている。
○新たな制度体系においては、個々人に対応する給付を行う仕組みも考えられるが、その場合、市区町村が放課後児童クラブに係る給付の必要性・量を判断し、それに基づいて放課後児童クラブに係るサービスを受けることができる仕組みが想定される。
○一方で、放課後児童クラブの利用は放課後を中心として行われるものであり、利用日数、利用時間、年齢により求められるサービスの内容等が異なり、柔軟な利用を前提に置くことが適当であること、現行制度において、個々の子どもに対し、市町村が個別に判断してサービスを提供する取扱になっていないことについて、どう考えるか。

その他の検討課題
４．質の確保について　（１）人員配置基準等
４．質の確保について　（２）担い手の質の確保
５．人材確保について　　６．利用方式、利用者負担について
７．財源・費用負担について　　８．放課後子ども教室との関係について